⑭　「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

また、低入札価格調査は、入札額が「重点調査価格」を下回った場合に実施する。

⑮　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hisashi Iwata, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the New Meishin Expressway Sakaigawa Bridge other Bridge

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 6 January 2011

(5)　Due date for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. 15 February 2011. Provided that all participants are chosen as for tenders, Due date for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. 7 March 2011.

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003 Tel 052―222―1447

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H22）整備場地区舗装工事（その２）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 22 年 11 月 15 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　辰己　昌良

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H22）整備場地区舗装工事（その２)(電子入札対象案件)

2　工事場所　山口県岩国市三角町（米軍岩国基地内)

3　工事概要

ア　工事

・飛行場舗装工事（コンクリート舗装約20,000㎡，アスファルト舗装約6,400㎡）一式
・張芝工約9,600㎡
・給水工事一式
・雨水排水工事一式
・飛行場灯火管路工事一式

イ　工期　平成23年10月31日まで

4　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間　平成22年11月15日から同年12月６日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233

(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5　申請書の提出

(1)　提出期間　平成22年11月15日から同年12月６日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成22年12月６日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

(2)　提出場所　上記４(2)に同じ。

(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記６(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成22年11月15日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)。

(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成22年12月６日、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　特定建設工事共同企業体としての資格

(1)　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者1,100点以上、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ))に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に元請けとして、航空機を対象としたコンクリート舗装工事（20,000㎡以上）を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

イ　建設業法のほ装工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　ほ装工事に係る主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7　上記６(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。